

○東京都台東区文化財保護条例

昭和62年7月1日

条例第18号

文化財保護法第98条第2項に基づき制定

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 区民文化財(第7条・第8条)
- 第3章 区指定文化財(第9条・第10条)
- 第4章 文化財の管理(第11条—第17条)
- 第5章 文化財の保護及び公開(第18条—第21条)
- 第6章 文化財保護審議会(第22条—第29条)
- 第7章 雑則(第30条・第31条)
- 付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、東京都台東区(以下「区」という。)の区域内に存する文化財について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって区民文化の向上に資するとともに、郷土文化の振興と発展に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
- (2) 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの
- (3) 生活文化財 無形の文化的所産で伝統的な特色があり生活文化の理解のため欠くことのできないもの
- (4) 無形民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
- (5) 有形民俗文化財 前号の風俗慣習、民俗芸能に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

- (6) 史跡 貝塚、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの
- (7) 名勝 庭園、橋りょうその他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの
- (8) 天然記念物 動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの

(区の責務)

第3条 区は、文化財が郷土の歴史及び文化の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない。

(教育委員会の責務)

第4条 東京都台東区教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、地域の文化財保護に関する区民の自主的活動の奨励、情報の提供その他の措置を行い、文化財保護に関する意識の高揚に努めなければならない。

2 教育委員会は、文化財について調査し、その所在及び保存状況を明らかにするよう努めなければならない。

3 教育委員会は、この条例の執行にあたっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(区民等の責務)

第5条 区民は、文化財が区民にとってかけがえのない財産であることを認識し、文化財の保護に努めるとともに、区が行う文化財の保護の施策に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が郷土にとって貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、公開その他文化的活用に関心を持ち、協力しなければならない。

(申出)

第6条 区民等は、現に所有又は保持し、区の歴史及び文化と密接な関係のある文化財と思われるものについて、教育委員会に申し出ることができる。

第2章 区民文化財

(区民文化財)

第7条 教育委員会は、区の区域内に存する文化財で法及び東京都文化財保護条例(昭和51年東京都条例第25号。以下「都条例」という。)の規定により指定を受けた文化財(以下「国・都指定文化財」という。)並びにその他の文化財のうち必要と認めるものを台東区

区民文化財(以下「区民文化財」という。)として、台東区区民文化財台帳(以下「台帳」という。)に登載するものとする。

2 区民文化財は、次の各号の区分により台帳に登載するものとする。

- (1) 国・都指定文化財
- (2) 台東区有形文化財
- (3) 台東区無形文化財
- (4) 台東区生活文化財
- (5) 台東区無形民俗文化財
- (6) 台東区有形民俗文化財
- (7) 台東区史跡
- (8) 台東区名勝
- (9) 台東区天然記念物

3 教育委員会は、台東区有形文化財、台東区有形民俗文化財、台東区史跡、台東区名勝及び台東区天然記念物(以下「区有形文化財等」という。)を台帳に登載するにあたっては、事前に当該文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

4 教育委員会は、台東区無形文化財、台東区生活文化財及び台東区無形民俗文化財(以下「区無形文化財等」という。)を台帳に登載するにあたっては、当該文化財の保持者又は保持団体(区無形文化財等を保持するものが主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。ただし、台東区無形民俗文化財の保持者又は保持団体が判明しない場合は、この限りでない。

5 教育委員会は、区無形文化財等を登載した後においても、その保持者又は保持団体として認定すべきものがあると認めるときは、追加認定をすることができる。

6 教育委員会は、前2項の認定又は追加認定をするにあたっては、事前に保持者又は保持団体の同意を得なければならない。

(登載の抹消)

第8条 教育委員会は、登載された区民文化財が価値を失つたときその他特別の事由があるときは、登載を抹消するものとする。

第3章 区指定文化財

(指定)

第9条 教育委員会は、区民文化財(国・都指定文化財を除く。)のうち、区にとつて特に重要なものを次の各号の台東区指定文化財(以下「区指定文化財」という。)に指定することができる。

- (1) 台東区指定有形文化財
 - (2) 台東区指定無形文化財
 - (3) 台東区指定生活文化財
 - (4) 台東区指定無形民俗文化財
 - (5) 台東区指定有形民俗文化財
 - (6) 台東区指定史跡
 - (7) 台東区指定名勝
 - (8) 台東区指定天然記念物
- 2 区指定文化財の指定については、第7条第3項から第6項までの例により、所有者、権原に基づく占有者、保持者又は保持団体の同意を得て行うものとする。
 - 3 教育委員会は、前項の規定により指定をしたときは、これを告示するものとする。

(指定の解除)

- 第10条 教育委員会は、区指定文化財が区指定文化財としての価値を失ったときその他特別の事由があるときは、指定を解除するものとする。
- 2 区指定文化財が法又は都条例の規定による指定を受けたときは、区指定文化財の指定は解除されたものとする。
 - 3 教育委員会は、第1項の規定により指定を解除したときは、これを告示するものとする。

第4章 文化財の管理

(所有者等の管理義務)

- 第11条 区有形文化財等の所有者又は権原に基づく占有者は、この条例及びこの条例に基づく台東区教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)の定めるところにより、当該文化財の適切な管理、保護及び保存に努めなければならない。

(管理責任者)

- 第12条 区有形文化財等の所有者は、特別の事情があるときは、自己に代わり当該文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。
- 2 前項の規定により管理責任者を選任したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。また、管理責任者を解任したときも同様とする。

(修理等の届出又は協議)

- 第13条 区有形文化財等(区指定文化財を除く。)について修理又は現状の変更若しくはその保存に影響を及ぼす行為(以下「修理等」という。)をしようとするものは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

- 2 台東区指定有形文化財、台東区指定有形民俗文化財、台東区指定史跡、台東区指定名勝及び台東区指定天然記念物(以下「区指定有形文化財等」という。)について修理等を行うものは、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当該文化財に及ぼす影響が軽微である等教育委員会規則に定める事由に該当する行為を行うときは、当該行為の終了後届け出ることをもって足りるものとする。
- 4 教育委員会は、第2項の規定による協議が整わない間に、当該修理等を行うときは、その行為の中止を求めることができる。

(変更等の届出)

第14条 区民文化財(国・都指定文化財を除く。)の所有者、権原に基づく占有者、管理責任者、保持者、保持団体その他保有にあたることを適当と認めるものは、住所の変更その他教育委員会規則に定める事由が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(所有者等の変更に伴う権利義務の承継)

第15条 区有形文化財等の所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者が変更したときは、新たな所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者は、当該文化財に関し、取得し、又は課せられた権利義務を承継する。

(保存措置等の求め)

- 第16条 教育委員会は、区有形文化財等の管理が適切でないため当該文化財が滅失、き損又は盗難のおそれがあると認めるときは、所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者に対し、管理方法の変更、保存施設の改善その他必要な措置を求めることができる。
- 2 教育委員会は、区有形文化財等がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、その所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者に対し修理について必要な措置を求めることができる。
 - 3 教育委員会は、区無形文化財等の保持者、保持団体その他保有にあたることを適当と認めるものに対し、その保持のため必要な助言をすることができる。

(調査及び報告)

第17条 教育委員会は、必要があると認めるときは、区民文化財の保存の状況について調査し、又は所有者、権原に基づく占有者、管理責任者、保持者、保持団体その他保有にあたることを適当と認めるものに対し報告を求めることができる。

第5章 文化財の保護及び公開

(補助金の交付等)

第18条 区は、区指定有形文化財等の所有者に対し、当該文化財の管理又は修理のため多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合は、その経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 区は、台東区指定無形文化財、台東区指定生活文化財及び台東区指定無形民俗文化財(以下「区指定無形文化財等」という。)の保持者、保持団体その他保有にあたることを適当と認めるものに対し、当該文化財の保存のため多額の経費を要し、保持者、保持団体その他保有にあたることを適当と認めるものがその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合は、その経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

3 前2項の規定により補助金を交付する場合には、教育委員会は、当該文化財の管理若しくは修理又は保存について必要な条件を付すとともに、必要があると認めるときは、当該管理若しくは修理又は保存について指示することができる。

(補助金の返還)

第19条 前条の規定による補助金の交付を受ける者又は受けた者が、不正の手段により補助金の交付を受ける等教育委員会規則に定める事由に該当する場合は、区は、当該補助金の一部若しくは全部を交付せず、又はその者に対して既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

(有償譲渡の場合の納付金)

第20条 第18条第1項の規定により区が補助金を交付した区指定有形文化財等のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、当該区指定有形文化財等を有償で譲り渡した場合は、教育委員会規則で定める金額を区に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該区指定有形文化財等を区に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、区は、納付すべき金額の一部又は全部の納付を免除することができる。

(公開)

第21条 教育委員会は、区民文化財の所有者、権原に基づく占有者、管理責任者、保持者、保持団体その他保有にあたることを適当と認めるものに対して、当該文化財の出品又は公開を求めることができる。

2 前項の規定による出品又は公開のため要する費用は、その一部又は全部を区の負担とすることができる。

第6章 文化財保護審議会

(設置)

第22条 教育委員会に、附属機関として東京都台東区文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第23条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査・審議し、又はこれらの事項について教育委員会に意見を述べることができる。

(審議会への諮問)

第24条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

- (1) 台帳への登載及びその抹消
- (2) 区指定文化財の指定及びその解除
- (3) 区無形文化財等及び区指定無形文化財等の保持者又は保持団体の認定、追加認定及びその取消し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第25条 審議会は、文化財に関し高い識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する委員10人以内をもつて組織する。

2 特別の事項を調査・審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第26条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査・審議が終了したときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第28条 審議会は、会長が招集する。

(会議)

第29条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第7章 雑則

(区の区域外の文化財の把握)

第30条 教育委員会は、区の区域外に存する文化財で区の歴史及び文化を理解するため欠くことができないと認めるものは、その所在及び現状の把握に努めるものとする。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月台東区条例第20号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(平成17年3月23日条例第11号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。